

議案第 1 2 3 号

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一
部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例
の一部を改正する条例

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平
成 2 8 年川崎市条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 3 不燃化重点対策地区内にある建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合
における当該火熱遮断壁等により分離された部分が 2 以上ある建築物の当該
建築物の部分は、第 1 項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみ
なす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、建築物の防火規制に係る別棟みなし規定が創設されたことに伴い、不燃化重点対策地区内の建築物が火熱遮断壁等で区画された場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分を、防火規制の適用上それぞれ別の建築物とみなすこととするため、この条例を制定するものである。